

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

竹原市は、後期高齢者医療に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

広島県竹原市長

公表日

令和7年1月20日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律及び広島県後期高齢者医療広域連合規約の規定により、後期高齢者医療に関する事務を行っている。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 被保険者の資格管理に関する事務 2. 資格証明書及び資格情報通知書の発行に関する事務 3. 医療給付等に関する申請及び届出の受付に関する事務 4. 後期高齢者医療保険料賦課・徴収に関する事務
③システムの名称	1. 後期高齢者医療事務支援システム 2. 収納消込／滞納管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)資格ファイル (2)賦課ファイル (3)給付ファイル (4)収滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表の85の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 ・第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2、115、116の項 (情報照会の根拠) 1. 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表117の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部 市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	総務部 総務課 行政係 広島県竹原市中央五丁目6番28号 電話: (0846)22-7719 FAX: (0846)22-8579 E-mail: soumu@city.takehara.lg.jp
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	市民福祉部 市民課 医療年金係 広島県竹原市中央五丁目6番28号 電話: (0846)22-7734 FAX: (0846)22-2280 E-mail: shimin@city.takehara.lg.jp
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年5月30日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年5月30日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[○] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査

実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査	[<input type="checkbox"/>] 外部監査
-------	---	-----------------------------------	-----------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/>] 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[<input type="checkbox"/>] 9) 従業者に対する教育・啓発 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/>] 十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	J-LISの提供するeラーニング教材を活用することで、特定個人情報の漏洩等に対するリスクマネジメントの教育を実施し、各職員が情報セキュリティについて学ぶ機会を設けることができているため対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月31日	I-3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第一の59の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第46条	1. 番号法第9条第1項及び別表第一の59の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第46条	事後	
平成29年5月31日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「高齢者の医療の確保に関する法律第110条において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。), 第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項(83の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)(82の項)	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二 ・第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「高齢者の医療の確保に関する法律第110条において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。), 第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項(83の項) (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二 ・第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)(82の項)	事後	
平成29年5月31日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民生活部 市民健康課	市民生活部 市民課	事後	
平成29年5月31日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年8月1日 時点	平成29年3月31日 時点	事後	
平成29年5月31日	II-1. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年8月1日 時点	平成29年3月31日 時点	事後	
令和1年5月22日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	森重 美紀	市民課長	事後	
令和1年5月22日	II-1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	2)1,000人以上1万人未満	3)1万人以上10万人未満	事前	
令和1年5月22日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年3月31日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	
令和1年5月22日	II-1. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年3月31日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	
令和1年5月22日	IVリスク対策	—	項目追加	事後	
令和2年5月22日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和元年6月1日 時点	事後	
令和2年5月22日	II-1. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和元年6月1日 時点	事後	
令和3年9月24日	I-3. 個人番号の利用	1. 番号法第9条第1項及び別表第一の59の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第46条	1. 番号法第9条第1項及び別表第一の59の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第46条	事後	
令和3年9月24日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二 ・第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「高齢者の医療の確保に関する法律第110条において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。), 第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項(83の項)	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二 ・第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「高齢者の医療の確保に関する法律第110条において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。), 第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項(83の項)	事後	
令和3年9月24日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民生活部 市民課	市民福祉部 市民課	事後	
令和3年9月24日	I-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部 総務課 行政係 広島県竹原市中央五丁目1番35号 電話:(0846)22-7719 FAX:(0846)22-8579 E-mail:soumu@city.takehara.lg.jp	総務企画部 総務課 行政係 広島県竹原市中央五丁目1番35号 電話:(0846)22-7719 FAX:(0846)22-8579 E-mail:soumu@city.takehara.lg.jp	事後	
令和3年9月24日	I-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	市民生活部 市民課 医療年金係 広島県竹原市中央五丁目1番35号 電話:(0846)22-7734 FAX:(0846)22-8579 E-mail:shimin@city.takehara.lg.jp	市民福祉部 市民課 医療年金係 広島県竹原市中央五丁目1番35号 電話:(0846)22-7734 FAX:(0846)22-8579 E-mail:shimin@city.takehara.lg.jp	事後	
令和3年9月24日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	
令和3年9月24日	II-1. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月7日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二 ・第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「高齢者の医療の確保に関する法律第110条において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項(83の項)	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二 ・第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「高齢者の医療の確保に関する法律第110条において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項(83の項)	事前	
令和7年1月6日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和6年5月30日 時点	事後	
令和7年1月6日	II-1. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和6年5月30日 時点	事後	
令和7年1月6日	I-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務企画部 総務課 行政係 広島県竹原市中央五丁目1番35号 電話: (0846)22-7719 FAX: (0846)22-8579 E-mail: soumu@city.takehara.lg.jp	総務部 総務課 行政係 広島県竹原市中央五丁目6番28号 電話: (0846)22-7719 FAX: (0846)22-8579 E-mail: soumu@city.takehara.lg.jp	事前	
令和7年1月6日	I-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	市民福祉部 市民課 医療年金係 広島県竹原市中央五丁目1番35号 電話: (0846)22-7734 FAX: (0846)22-8579 E-mail: shimin@city.takehara.lg.jp	市民福祉部 市民課 医療年金係 広島県竹原市中央五丁目6番28号 電話: (0846)22-7734 FAX: (0846)22-2280 E-mail: shimin@city.takehara.lg.jp	事前	
令和7年1月6日	I-2 事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律及び広島県後期高齢者医療広域連合規約の規定により、後期高齢者医療に関する事務を行っている。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 被保険者の資格管理に関する事務 2. 被保険者証及び限度額認定証等の発行に関する事務 3. 医療給付等に関する申請及び届出の受付に関する事務 4. 後期高齢者医療保険料賦課・徴収に関する事務	高齢者の医療の確保に関する法律及び広島県後期高齢者医療広域連合規約の規定により、後期高齢者医療に関する事務を行っている。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 被保険者の資格管理に関する事務 2. 資格証明書及び資格情報通知書の発行に関する事務 3. 医療給付等に関する申請及び届出の受付に関する事務 4. 後期高齢者医療保険料賦課・徴収に関する事務	事後	
令和7年1月6日	I-3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表第1の59の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第46条	1. 番号法第9条第1項及び別表の85の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 ・第46条	事後	
令和7年1月6日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二 ・第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「高齢者の医療の確保に関する法律第110条において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項(83の項) (情報照会の根拠) 1. 番号法第19条第8号及び別表第二 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」(82の項) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 ・第43条の2の2	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2、115、116の項 (情報照会の根拠) 1. 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表117の項	事後	